スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和6年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

新潟県 三条市

自 治 体 名 ： 新潟県三条市
担 当 課 名 ： 教育委員会学校教育課
電 話 番 号 ： 0256-45-1112

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	431.97 ㎢
人口	91,905 人
公立中学校数	9 校
公立中学校生徒数	2,205 人
部活動数	74 部活
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

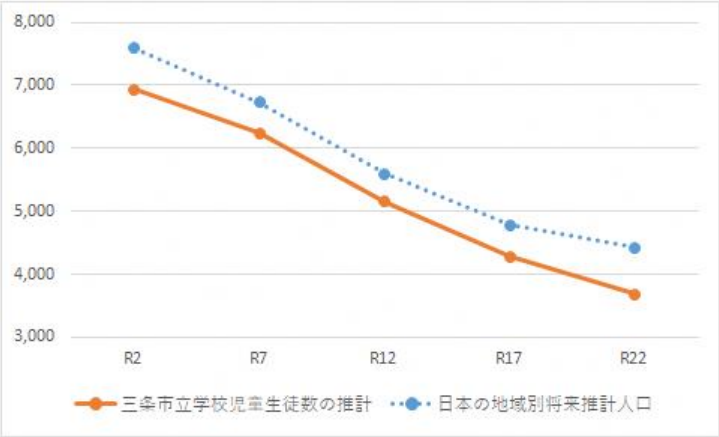
令和５年度に柔道、軟式野球、陸上競技の３種目、令和６年度にバレーボール、剣道、ソフトテニスの３種目の休日の地域クラブ活 動 を開始し、各種目において、月２回程度の活動を行った。

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツを親しむ機会として、地域クラブを持続可能な活動・運営にしていく必要がある。

課題は多くあるが、これまで部活動が担ってきた役割を継承するとともに、新たなスポーツ環境をを創出し、魅力ある地域クラブ活動を進めることが重要となる。

また、地域クラブの指導においても、兼職兼業教職員に頼らない指導者の確保や資質の向上が必要不可欠となる。

今後も関係団体からの理解と協力をいただきながら、実情に応じた柔軟な取組を推進していく。



「日本の地域別将来推計人口」は信憑性の高いものと捉えているが、全市的な推計である。人口の推移は地域によって違うことから、「三条市立学校児童生徒数の推計」では、各小学校単位で幾何平均による推計としている。

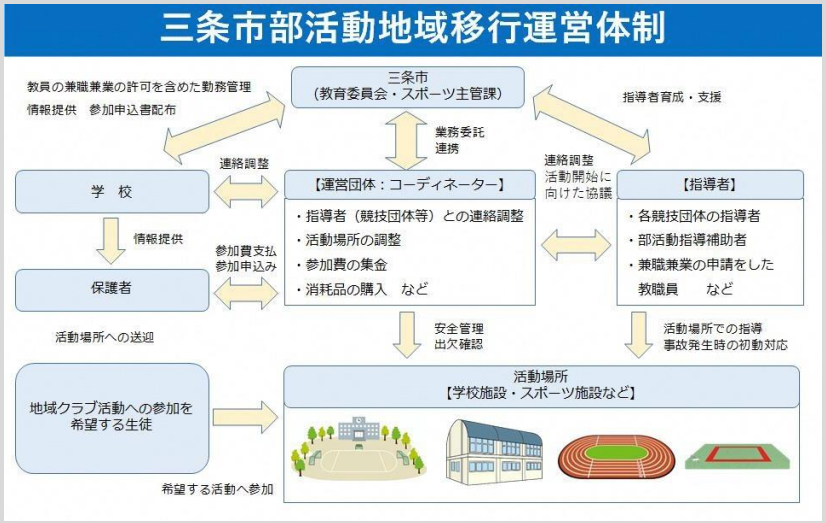
	R2	R7	R12	R17	R22
三条市立学校児童生徒数の推計	6,935	6,235	5,151	4,282	3,687
日本の地域別将来推計人口	7,591	6,733	5,600	4,790	4,417

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）



●行政組織内での役割分担

◉教育委員会（学校教育課）

・事業全体の管理　・三条市スポーツ協会への業務委託
・教職員の兼職兼業の管理
・三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会事務局

◉首長部局（健康づくり課スポーツ振興室）

・三条市スポーツ協会との連携
・地域クラブ活動の指導者講習に関する業務
・三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会事務局

年間の事業スケジュール

令和６年４月	地域クラブ活動「陸上競技」開始
令和６年５月	地域クラブ活動「柔道」開始
令和６年６月	第１回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会開催
令和６年９月	地域クラブ活動「バレーボール」「剣道」開始
令和６年10月	地域クラブ活動「軟式野球」開始 第２回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会開催
令和６年12月	地域クラブ活動「ソフトテニス」開始
令和７年２月	第３回中学生の地域クラブ活動推進委員会開催
随時	三条市スポーツ協会、各種競技団体等、関係団体とのミーティング 各校部活動顧問へのヒアリング 校長会等での進捗報告 教職員の兼職兼業の手続 参加生徒・指導者の保険加入

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	9 校	実施した地域クラブ総数	6 クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域移行した形のクラブ数（及び移行された部活動数）		6 クラブ（39 部活）
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		0 クラブ
全体の指導者数	124 人	全体の運営スタッフ数	4 人

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目	実施回数	実施時間帯	参加者	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
三条市地域クラブ活動（陸上競技）	一般社団法人三条市スポーツ協会（各種競技団体）	陸上競技	月２回程度	9:00～12:00	98人	４月～	三条燕総合グラウンド 等	14 人	1 人（内、兼務１人）	年会費1,000円	部活動を原則とする
三条市地域クラブ活動（柔道）		柔道	月２回程度	9:00～12:00	17人	５月～	三条体育文化会館	9 人	1 人（内、兼務１人）		
三条市地域クラブ活動（バレーボール）		バレーボール（新）	各会場月１回程度	9:00～12:00	82人	９月～	三条市内中学校体育館等	51 人	1 人（内、兼務１人）		
三条市地域クラブ活動（剣道）		剣道（新）	月２回程度	9:00～12:00	16人	９月～	旧第一中学校体育館	21人	1 人（内、兼務１人）		
三条市地域クラブ活動（軟式野球）		軟式野球	各会場週１回･月４回程度	9:00～12:00	80人	10月～	三条燕総合グラウンド 等	19人	1 人（内、兼務１人）		
三条市地域クラブ活動（ソフトテニス）		ソフトテニス（新）	月２回程度	13:00～16:00	43人	12月～	三条市立第一中学校	10人	1 人（内、兼務１人）		

2.実証内容と成果

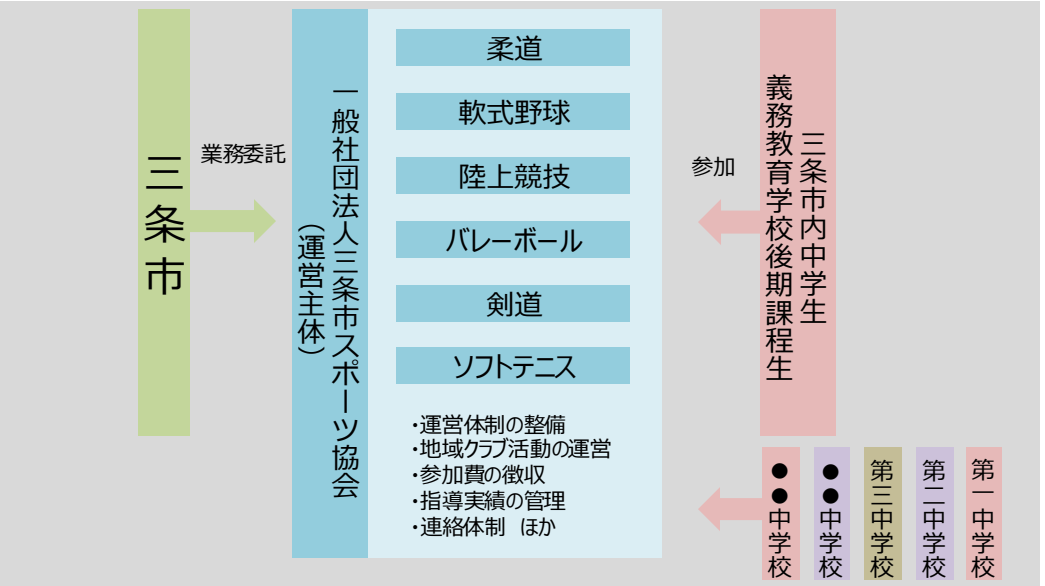
スポーツ庁

主な取組例

●地域クラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	柔道、軟式野球、陸上競技、バレーボール、剣道、ソフトテニス
運営団体名	一般社団法人三条市スポーツ協会
期間と日数	陸上競技：４月～月２回程度 柔道：５月～月２回程度 バレーボール、剣道：９月～月２回程度 軟式野球：10月～月４回程度 ソフトテニス：12月～月２回程度
指導者の主な属性	各種競技団体、兼職兼業教職員
活動場所	公営施設（グラウンド、体育館） 中学校体育館
主な移動手段	徒歩、自転車、保護者送迎
１人あたりの参加会費等（年額）	年間　1,000円
１人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒１人あたり：800円/年 指導者１人あたり：1,850円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



●指導者や運営スタッフなどの役割分担等

●統括コーディネーター　１名

役割：休日の地域クラブ活動の運営体制の構築と管理・運営を行う

●種目コーディネーター　３名

役割：担当種目の地域クラブ活動における全般的な運営を行う

●指導者　124 名

役割：各種目における地域クラブ活動の技術的指導等を行う

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

〇地域クラブの運営・管理を行う総括コーディネーターを１名配置し、運営体制の構築等の総合的業務を行う。

〇各種目コーディネーターを３名配置し、地域クラブ活動を開始するための準備及び各競技団体との連絡調整等、活動するための業務全般を行う。

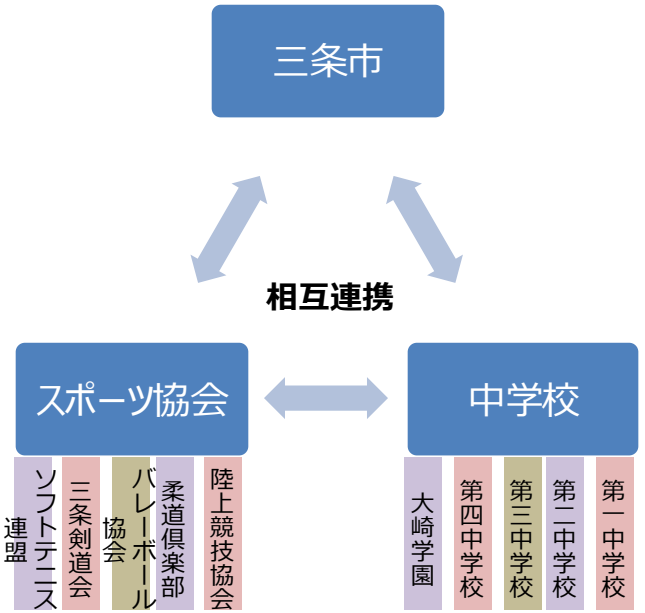
〇地域クラブの指導者として、各競技団体と定期的にミーティングを行い、ヒアリング・助言等を行う。

取組の成果

〇総括コーディネーターを運営団体に配置したことにより、関係団との連絡調整・会議運営等を円滑に行うことができた。

〇各種目ごとにコーディネーターを配置したことにより、各競技団体との連携をスムーズに行うことができた。また、定期的なミーティングを行うことで、活動における課題を共有でき、より良い活動に繋げることができた。

〇三条市、運営団体、指導者それぞれにおける役割分担を明確化し、必要に応じて連携するなど、地域クラブを構築・運営する体制を整備することができた。



各コーディネーターの具体的な動きの実績

【各コーディネーター】

・定期的に各クラブを巡回し、課題等のヒアリング・助言等を実施した。

・定例会等の調整等を行い、関係団体との連携に努めた。

・参加者、指導者への連絡調整を行った。

今後の課題と対応方針

●令和７年度に活動予定の３種目（バスケットボール、サッカー、卓球）は部員数及び活動拠点が多くなると、指導者の確保が難しくなるため、既存のスポーツクラブを活用しながら、地域クラブの運営方針を協議していく必要がある。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保①

取組事項

・三条市スポーツ協会を通した関係団体への呼びかけやチラシによる広報
・三条市立中学校体育系部活動指導補助者や部活動指導員等の人材の活用
・兼職兼業による指導を希望する教職員の募集
・令和５年度に作成した「三条市スポーツ指導者育成講習会動画」の活用



取組の成果

・三条市スポーツ協会が三条市内の各種競技団体等と連携したり、学校教育課から部活動顧問に情報発信したりすることで、新規３種目についても指導者を一定数確保することができた。
・　三条市立中学校体育系部活動指導補助者や部活動指導員から地域クラブ活動の指導に従事してもらった。
部活動指導員：ソフトテニス１名
三条市立中学校体育系部活動指導補助者：柔道２名、バレーボール１名、軟式野球３名



三条市スポーツ指導者育成講習会動画　スポーツ医学２　障害予防　より
https://www.youtube.com/watch?v=9BnI6N2O7Rs

2.実証内容と成果

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保②

指導者研修の内容・実績

【バレーボール指導者講習会】
・開催日：8月25日
・内容：部活動地域移行の概要と生徒指導について
・参加人数：バレーボール指導者　31人
【指導者スキルUP講座】
・開催日：9月7日
・内容：小～中学生年代の発育の特徴、成長に合わせた運動方法
・参加人数：22人（うち地域クラブ指導者6人）
【スポーツ指導におけるハラスメント防止・啓発セミナー】
・開催日：10月14日
・内容：子どもをスポハラから守るために保護者が知っておくべきこと　ほか
・参加人数：27人（うち地域クラブ指導者4人）
【県央SNWスポーツ指導者研修会】
・開催日：11月24日
・内容：トレーニングの種類と進め方・コンディショニング　ほか
・参加人数：36人（うち地域クラブ指導者13人）

※研修会、講習会等の主催は、三条市スポーツ協会、県央スポーツネットワーク　ほか

指導者研修の内容・実績

【グッドコーチング研修会】
・開催日：1月19日
・内容：指導者の学ぶべきコーチング、スキルを学ぶ
・参加人数：61人（うち地域クラブ指導者16人）
【県央SNWスポーツ指導者研修会】
・開催日：2月23日
・内容：コーチング環境・対他者等、メンタルトレーニング
・参加人数：36人（うち地域クラブ指導者4人）
【普通救命／AED講習】
・開催日：11月23日、1月26日
・参加人数：38人

今後の課題と対応方針

地域クラブにおける指導者は規定する研修を受講することになっている。

今年度はバレーボールのように指導者が多人数のため専用講習会を開催したが、基本的には三条市スポーツ協会、スポーツ少年団、県央スポーツネットワークが開催している研修に参加してもらうこととしている。

指導者の質及びスキル等について、どの水準まで求めていくかは難しい問題だが、能力向上を図るためには、効率的な研修の開催が必要となる。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保②

指導者研修の様子





普通救命／AED講習の様子



2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

・三条市スポーツ協会への委託による、各種競技団体やスポーツ少年団等との連携強化

取組の成果

・令和５年度に引き続き、各種競技団体との結びつきの深い三条市スポーツ協会に業務を委託することで、競技ごとのミーティングを定期的かつ綿密に行うことができた。また、三条市スポーツ協会ＨＰ内に部活動地域移行に関する特集ページを設置し、地域クラブ通信やアンケート結果等の情報を掲載した。

・三条市スポーツ協会、健康づくり課スポーツ振興室、学校教育課の３者によるミーティングを月に２回程度実施し、進捗の確認や課題の洗い出し、見通しの共有など推進に向けた協議を活発に行うことができた。





三条市スポーツ協会ＨＰ内
「三条市　部活動地域移行【スポーツ】」より
https://sanjobukatudoutiikiikou.jimdofree.com/

今後の課題と対応方針

・今後も定期ミーティングを繰り返す中で、お互いの合意形成を図りながら事業を進めていく。今後、国、県の方針を踏まえながら推進していく事業方針等について、関係団体（三条市スポーツ協会ほか）としっかりと情報共有を図り、適切に事業を推進できるように努める。

・各競技団体との情報交換を通して各競技における課題を把握し、改善していく。これらの内容を地域クラブ活動に生かすとともに、持続可能な地域クラブの運営・管理について協議を進め、体制の深化・強化を目指す。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

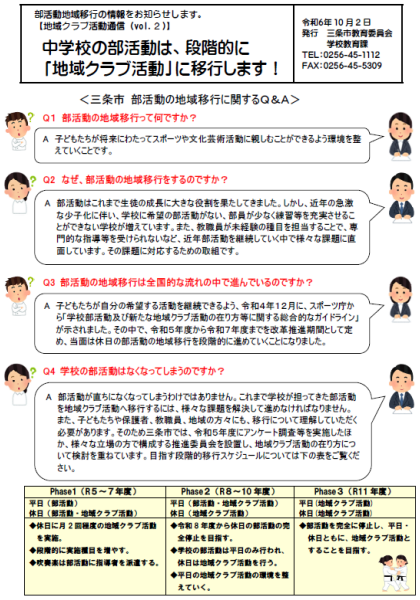
●取組項目名　エ：面的・広域的な取組

取組事項

令和５年度に開始の３種目と、令和６年度に新たに開始した３種目の計６種目の実施による情報共有や共通課題の洗い出し、近隣市町村との協議の場の設定などによる取組

取組の成果

・種目コーディネーターが定期的に地域クラブ活動を参観し課題把握に努めた。
・近隣市町村との情報交換は適宜行ったが、協議の場を設定するには至らなかった。
・「三条市地域クラブ活動通信」を３回発行し、全家庭にメール配信するとともに、市のホームページで公開し、進捗状況の周知を図った。


部活動地域移行の情報をお知らせします。
【地域クラブ活動通信（vol.２）】
中学校の部活動は、段階的に「地域クラブ活動」に移行します！
令和6年10月2日
発行　三条市教育委員会 学校教育課
TEL:0256-45-1112
FAX:0256-45-5309

＜三条市 部活動の地域移行に関するQ&A＞

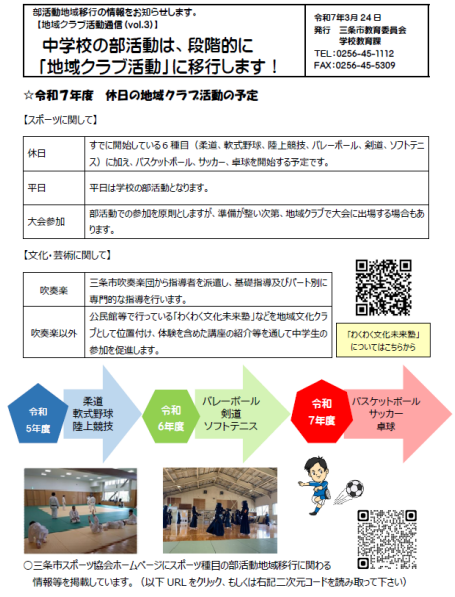
Q1 部活動の地域移行って何ですか？
A 子どもたちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむことができるよう環境を整えていくことです。

Q2 なぜ、部活動の地域移行をするのですか？
A 部活動はこれまで生徒の成長に大きな役割を果たしてきました。しかし、近年の急激な少子化に伴い、学校に希望の部活動がない、部員が少なく練習等を充実させることができない学校が増えています。また、教職員が未経験の種目を担当することで、専門的な指導等を受けられないなど、近年部活動を継続していく中で様々な課題に直面しています。その課題に対応するための取組です。

Q3 部活動の地域移行は全国的な流れの中で進んでいるのですか？
A 子どもたちが自分の希望する活動を継続できるよう、令和4年12月に、スポーツ庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示されました。その中で、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として定め、当面は休日の部活動の地域移行を段階的に進めていくことになりました。

Q4 学校の部活動はなくなってしまうのですか？
A 部活動が直ちになくなってしまうわけではありません。これまで学校が担ってきた部活動を地域クラブ活動へ移行するには、様々な課題を解決して進めなければなりません。また、子どもたちや保護者、教職員、地域の方々にも、移行について理解していただく必要があります。そのため三条市では、令和5年度にアンケート調査等を実施したほか、様々な立場の方で構成する推進委員会を設置し、地域クラブ活動の在り方について検討を重ねています。目指す段階的移行スケジュールについては下の表をご覧ください。

Phase1（R5～7年度）	Phase2（R8～10年度）	Phase3（R11年度）
平日（部活動） 休日（部活動・地域クラブ活動）	平日（部活動・地域クラブ活動） 休日（地域クラブ活動）	平日（地域クラブ活動） 休日（地域クラブ活動）
◆休日に月２回種目を増やす。 ◆段階的に実施種目を増やす。 ◆吹奏楽は部活動に指導者を派遣する。	◆令和８年度から休日の部活動の完全停止を目指す。 ◆学校の部活動は平日のみ行われ、休日は地域クラブ活動を行う。 ◆平日の地域クラブ活動の環境を整えていく。	◆部活動を完全に停止し、平日・休日ともに、地域クラブ活動とすることを目指す。


部活動地域移行の情報をお知らせします。
【地域クラブ活動通信（vol.３）】
中学校の部活動は、段階的に「地域クラブ活動」に移行します！
令和7年3月24日
発行　三条市教育委員会 学校教育課
TEL:0256-45-1112
FAX:0256-45-5309

☆令和７年度　休日の地域クラブ活動の予定

【スポーツに関して】

休日	すでに開始している６種目（柔道、軟式野球、陸上競技、バレーボール、剣道、ソフトテニス）に加え、バスケットボール、サッカー、卓球を開始する予定です。
平日	平日は学校の部活動となります。
大会参加	部活動での参加を原則としますが、準備が整い次第、地域クラブで大会に出場する場合もあります。

【文化・芸術に関して】

吹奏楽	三条市吹奏楽団から指導者を派遣し、基礎指導及びパート別に専門的な指導を行います。
吹奏楽以外	公民館等で行っている「わくわく文化未来塾」などを地域文化クラブとして位置付け、体験を含めた講座の紹介等を通して中学生の参加を促進します。

「わくわく文化未来塾」についてはこちらから

令和5年度：柔道、軟式野球、陸上競技
令和6年度：バレーボール、剣道、ソフトテニス
令和7年度：バスケットボール、サッカー、卓球

○三条市スポーツ協会ホームページにスポーツ種目の部活動地域移行に関わる情報等を掲載しています。（以下 URL をクリック、もしくは右記二次元コードを読み取って下さい）

地域クラブ活動通信

今後の課題と対応方針

参加種目、参加生徒の増加により、課題が増えていくことが想定される。各コーディネーターとの情報交換を密に行い、課題把握に努めるとともに、解決策について協議していく。

他の自治体の生徒を受け入れることの可否や、その場合の様々な課題について三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会等で検討するとともに、必要に応じて他の自治体の担当者と協議する場を設定していく。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　オ：内容の充実

取組事項

・「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」を計３回開催し、部活動地域移行を推進するために学校関係者や地域の団体、保護者の代表者等から広く意見を求めた。

活動の詳細

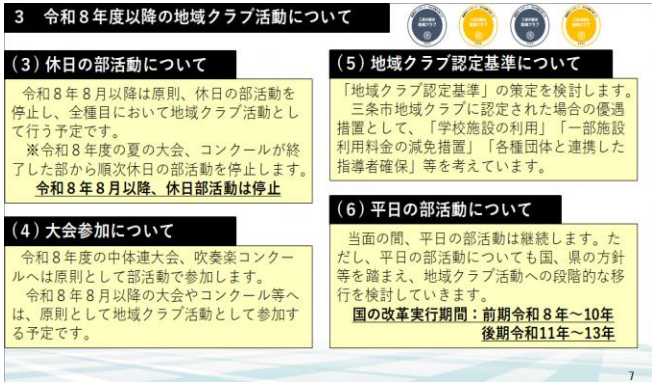
開催日	第１回　６月３日（月） 第２回　10月18日（金） 第３回　２月26日（水）	参加者数	第１回 17人 第２回 16人 第３回 15人
具体的な内容	【第１回】 ・令和５年度　部活動地域移行の実績報告 ・令和６年度　部活動地域移行の動向について 【第２回】 ・令和６年度　地域クラブの活動状況等について ・新潟県の部活動の地域移行について 【第３回】 ・令和６年度　地域クラブ活動実績 ・令和７年度　地域クラブ活動予定 ・令和８年度以降の地域クラブ活動について		



1　令和６年度　地域クラブ活動実績

※令和７年１月末現在

種目（スポーツ）	活動開始日	実施回数（予定回数）	指導者数（兼職兼業教員数）	参加生徒数（R５年度）
柔道	５月４日（土）	20回（26回）	９人（１人）	17人（17人）
軟式野球（５拠点）	10月５日（土）	77回（120回）	19人（７人）	80人（70人）
陸上競技	４月20日（土）	17回（22回）	14人（４人）	98人（75人）
バレーボール（４拠点）	９月７日（土）	19回（27回）	51人（９人）	82人
剣道	９月28日（土）	７回（11回）	21人（１人）	16人
ソフトテニス	12月21日（土）	３回（６回）	10人（７人）	43人



第３回　推進委員会資料一部抜粋

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　カ：参加費用負担の支援等

取組事項

・市負担等による低廉な会費の設定に係る取組
・経済的困窮世帯への支援

地域クラブに係る経費

■低廉な会費設定

令和５年度から令和７年度までは、年会費1,000円（保険料含む）とし、不足分は市が負担することとした。

■経済的困窮世帯への支援

要保護・準要保護世帯は参加費を免除し、市が負担することとした。

※いずれも、推進計画にて規定

令和８年度以降　持続的な運営に必要な受益者負担額の試算

陸上競技（指導者６人・参加者100人で想定）

項目	費用
クラブ活動費	2,121,600
謝礼金	1,728,000
会場使用料	201,600
消耗品費	30,000
印刷製本費	30,000
システム使用料	132,000
保険料	107,750
生徒	80,000
指導者	27,750
クラブ運営費	708,000
人件費	648,000
通信運搬費	20,000
一般管理費	40,000
合計	2,829,600

月額：2,000円

項目	費用
参加費	2,400,000
保険料	80,000
合計	2,480,000

349,600円のマイナス

月額：2,500円

項目	費用
参加費	3,000,000
保険料	80,000
合計	3,080,000

250,400円のプラス

月額：3,000円

項目	費用
参加費	3,600,000
保険料	80,000
合計	3,680,000

850,400円のプラス

柔道（指導者３人・参加者15人で想定）

項目	費用
クラブ活動費	943,800
謝礼金	864,000
会場使用料	
消耗品費	30,000
印刷製本費	30,000
システム使用料	19,800
保険料	28,650
生徒	12,000
指導者	16,650
クラブ運営費	708,000
人件費	648,000
通信運搬費	20,000
一般管理費	40,000
合計	1,651,800

月額：2,000円

項目	費用
参加費	360,000
保険料	12,000
合計	372,000

1,279,800円のマイナス

月額：2,500円

項目	費用
参加費	450,000
保険料	12,000
合計	462,000

1,189,800円のマイナス

月額：3,000円

項目	費用
参加費	540,000
保険料	12,000
合計	552,000

1,099,800円のマイナス

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組
オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　キ：学校施設の活用等

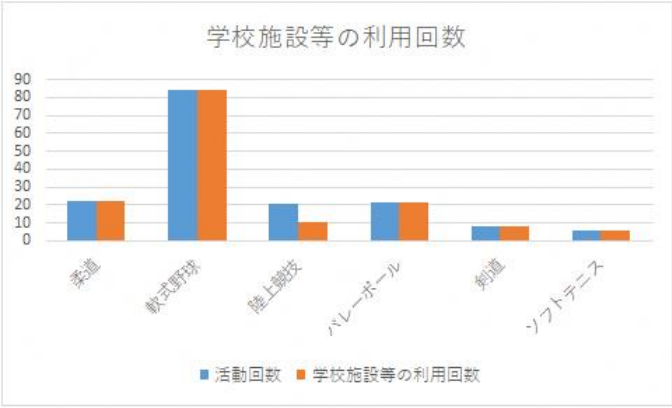
取組事項

○今後、地域クラブ活動における保護者等に負担が見込まれる受益者負担を軽減するため、活動場所を施設使用料等の減免対象となる学校体育館及び公共施設を活用するよう調整を行った。

○各学校に地域クラブ活動の拠点となる旨を説明し、事業への協力及び施設利用について、できる限り便宜を図ってもらえるよう調整した。

取組の成果

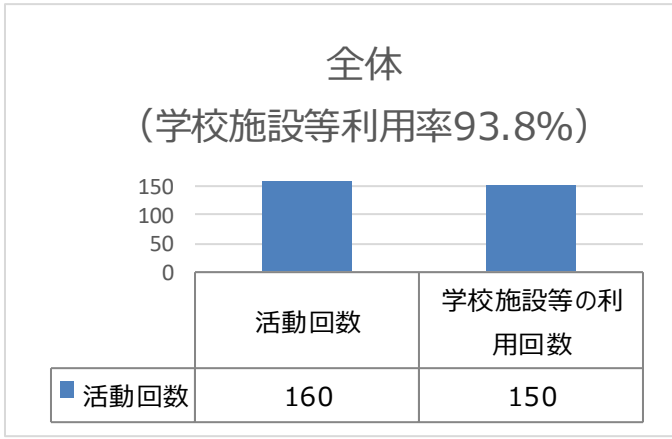
活動拠点となる学校には、定例校長会での説明及び担当教諭に説明し、理解を高めたことで、各学校との連携強化に繋がり、全160回の活動において150回（93.8%）を学校体育施設等を利用しての活動となった。



今後の課題と対応方針

引き続き、学校部活動も行われることから、地域クラブ活動日との調整が必要となる。なお、令和７年度は部員数や活動数が多い種目であるため、学校にはより一層の活動への理解と協力が求められる。

また、地域クラブ活動の拠点となる学校体育施設において、利用しやすい環境を整えると同時に、学校のセキュリティ面に関することを協議し、安全かつ効率的に利用できる仕組みを検討する。



2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

令和５年度に開始した「柔道」「軟式野球」「陸上競技」の休日の地域クラブ活動を継続するとともに、新たに「バレーボール」「剣道」「ソフトテニス」の３競技を開始した。

三条市スポーツ協会、首長部局である健康づくり課スポーツ振興室との定期ミーティングを通して、地域クラブ活動の課題等の検証及び今後の方針等の協議を行うことで、適切に事業推進を図ることができた。

一方で「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」では、各々の立場から様々な意見を頂戴するとともに、、進捗状況や方向感を共有し、地域クラブ活動の在り方について検討することができた。

これからも指導者確保は大きな課題となってくる。各競技団体や兼職兼業教職員に過度な負担が掛からないよう、適正な活動計画による指導員配置が必要となっている。

また、事業啓発の一環として「地域クラブ通信」を作成し、市のメール配信システムやＨＰ等を活用し、保護者等への事業周知を行った。

●成果の評価

令和５年度に策定した「中学校の部活動の地域移行に関する推進計画」に基づき、概ね計画通りに事業を進めることができた。

各コーディネーターを配置したことで、関係団体との連携がスムーズになり、相互連携することができている。また、定期ミーティングにおける課題の洗い出し、改善すべき点を明確化できたことにより、地域クラブ活動の基盤作りに繋がった。

また、「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」において、回を重ねる毎に各委員からの意見が活発に出されるようになってきており、今後より一層の幅広い意見を期待できる場となってきている。

●今後に向けて

令和７年度は「バスケットボール」「サッカー」「卓球」の休日の地域クラブ活動を開始する予定となっているため、関係団体と協議を進めていく。

既存の６種目についても、地域クラブの運営・管理及び活動内容等の更なる協議を進め、安定した運営体制等の確立を図る。

また、令和８年度以降の受益者負担額や大会参加の在り方などについても「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」で意見を募りながら検討していく。

引き続き、関係団体等から理解と協力をいただき、実情に応じた柔軟な取組を推進していく。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

アンケート結果・広報資料

三条市内の小中学生、義務教育学校生とその保護者、教職員に向けた「地域クラブ活動通信」を発行

部活動地域移行の情報をお知らせします。
【地域クラブ活動通信（vol.1）】

中学校の部活動は、段階的に「地域クラブ活動」に移行します！

令和6年6月25日
発行　三条市教育委員会
学校教育課
TEL:0256-45-1112
FAX:0256-45-5309

～三条市 中学校の部活動の地域クラブ活動への移行に関する 基本方針～

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、環境整備を進めます。

部活動の地域移行は、次の4点から取り組みます。

- 持続可能な運営体制を構築し、その活動場所と指導者を確保すること。
- 専門的で質の高い指導を提供するとともに、勝利至上主義等に陥ることがないこと。
- スポーツ・文化芸術の多様な活動から生徒が自由に選択できる環境を整備すること。
- 現在の学校部活動をそのまま地域で実施するのではなく、地域で新たな活動環境を整備すること。

◆学校単位で行われてきたこれまでの部活動から、地域が中心となって運営する「地域クラブ活動」へ段階的に移行します。
◆市内の異なる学校・学年の生徒と一緒に、希望するスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができる環境を順次整えます。
◆学校の部活動と異なる種目の地域クラブ活動を選ぶことができます。
◆原則、地域クラブ活動を行う日は当該種目の部活動は行いません。

◆目指す段階的移行スケジュール

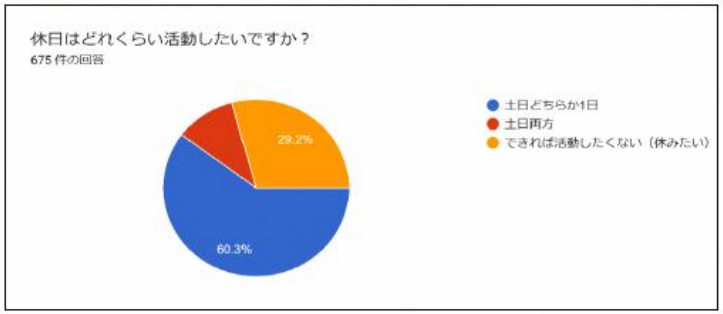
Phase1（R5～7年度）	Phase2（R8～10年度）	Phase3（R11年度）
平日（部活動） 休日（部活動・地域クラブ活動）	平日（部活動・地域クラブ活動） 休日（地域クラブ活動）	休日・平日（地域クラブ活動）
◆休日に月2回程度の地域クラブ活動を実施。 ◆段階的に実施種目を増やす。 ◆吹奏楽は部活動に指導者を派遣する。	◆令和8年度から休日の部活動の完全停止を目指す。 ◆学校の部活動は平日のみ行われ、休日は地域クラブ活動を行う。 ◆平日の地域クラブ活動の環境を整えていく。	◆部活動を完全に停止し、平日・休日ともに、地域クラブ活動とすることを目指す。

※Phase1～3については、国の方針等で変化する場合があり、期間は目安となります。

【地域クラブ活動　広報誌】

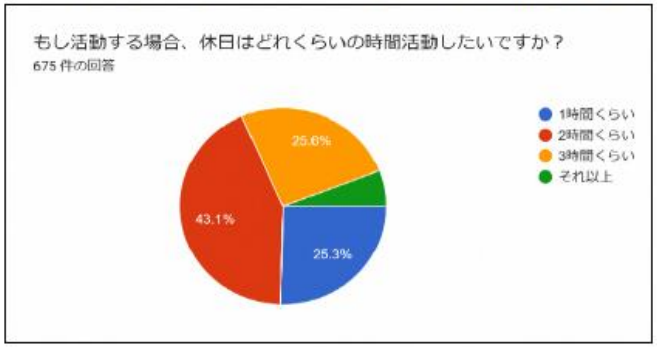
三条市内の児童生徒の志向性等を調査するため、小学校５・６年生と中学校１・２年生を対象にアンケートを実施

Q10休日はどれくらい活動したいですか？



●土日どちらか1日→60.3%（407名）
●できれば活動したくない（休みたい）→29.2%（197名）
●土日両方→10.5%（71）

Q11もし活動する場合、休日はどれくらいの時間活動したいですか？



【アンケート結果（一部抜粋）】

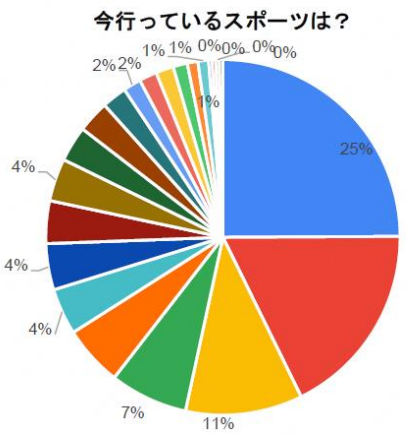
2.実証内容と成果③

スポーツ庁

アンケート結果（一部抜粋）

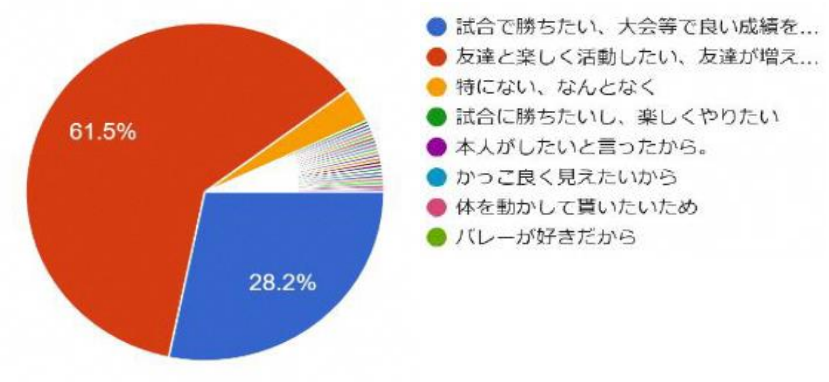
●アンケート結果（小５・６）

Q.今行っているスポーツは?



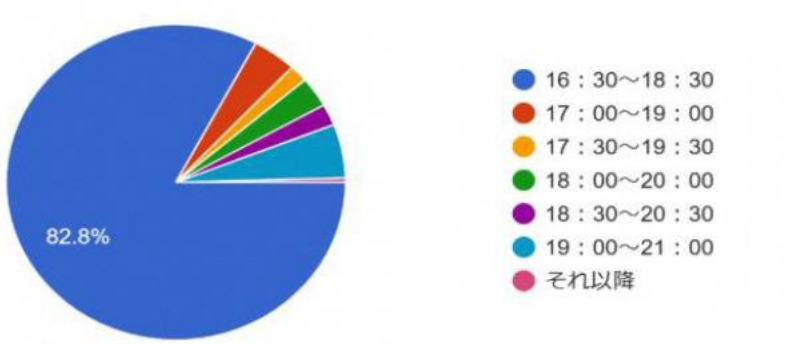
・サッカー→25%（77名）
・バスケ→18%（55名）
・野球→11%（33名）
・バレー→7%（22名）
・水泳→6%（17名）
・ドッヂボール→4%（13名）
・陸上→4%（13名）
・バドミントン→4%（12名）
・空手→4%（12名）
・柔道→3%（10名）
・ダンス→3%（9名）
・ソフトテニス→2%（7名）
・ラグビー→2%（5名）
・体操→2%（5名）
・硬式テニス→2%（5名）
・チアダンス→1%（4名）
・卓球→1%（3名）
・剣道→1%（3名）
・銃剣道→0%（1名）
・スケートボード→0%（1名）
・キックボクシング→0%（1名）
・りんぐる→0%（1名）

Q.「行っている」と答えた人は、スポーツを行っている理由を教えてください。

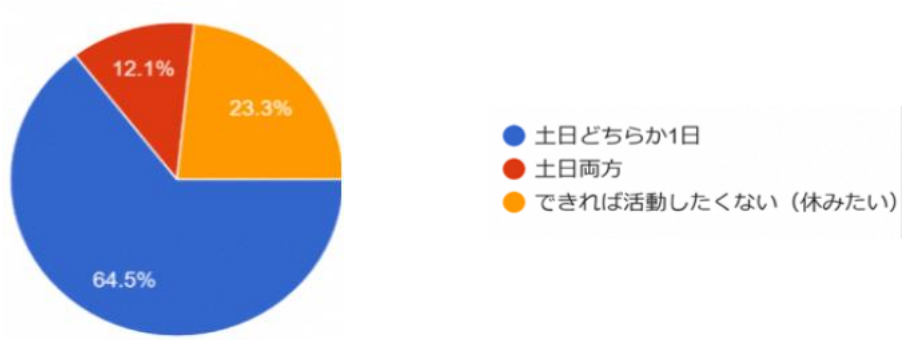


●アンケート結果（中１・２）

Q.平日の活動時間の希望は？



Q.休日はどれくらい活動したいですか？



2.実証内容と成果④

スポーツ庁

参考資料（活動写真）



【地域クラブ活動（剣道）】



【地域クラブ活動（バレーボール男子）】



【地域クラブ活動（バレーボール女子）】



【第３回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和４年	令和５年		令和６年		令和７年
令和５年度から休日の地域クラブ活動を行う３種目の決定 説明会開催	休日の地域クラブ活動（３種目）開始	「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」設置・開催	休日の地域クラブ活動を６種目に拡充	関係団体との連携・調整 推進委員会の定期開催 クラブ通信発刊による啓発	休日の地域クラブ活動を９種目に拡充 令和８年度以降の在り方について検討

【令和４年10月】
○三条市に設置している９つの運動部活動種目について、それぞれ競技別ミーティングを行い、各競技団体や部活動顧問の考えの集約を行った。

【令和４年12月】
○令和５年度に休日の地域クラブ活動を実施する３種目（柔道・軟式野球・陸上競技）を決定し、競技団体とミーティングを行った。

【令和５年２月】
○各競技団体、三条市立学校教職員、保護者を対象に、「休日の部活動の段階的な地域移行」に関する説明会を開催し、三条市長が三条市の現状、令和５年度実施予定種目、受益者負担額等について説明を行った。

【令和５年度　実施内容】
○５月20日に柔道、７月８日に軟式野球、11月18日に陸上競技の地域クラブ活動をスタートした。

○12月に「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会設置要綱」を告示し、２月８日(木)に第１回三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会を開催し、基本方針(案)について協議した。３月28日(木)に２回目を開催し、推進計画について協議した。

○三条市スポーツ協会が定期的に地域クラブ活動を巡回し、適宜指導方法等の助言を行った。

【令和６年度　実施内容】
○９月７日にバレーボール、９月28日に剣道、12月21日にソフトテニスの休日の地域クラブ活動をスタートさせた。令和５年度にスタートさせた３種目についても、継続して実施した。

○「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」を３回開催し、市の考えや進捗状況、国や県の動向等を共有するとともに、今後の推進方法等についての意見をいただいた。

○児童生徒やその保護者向けに、地域クラブ活動通信を発行した。

○小学校５・６年生と中学校１・２年生を対象に、子どもたちの志向性を把握するためのアンケートを実施した。

【令和７年度　実施予定】
○「バスケットボール」「サッカー」「卓球」の休日の地域クラブ活動を開始する。三条市スポーツ協会が運営主体となり、各種競技団体との連絡調整及び関係団体との相互連携を行う。既存種目についても、課題等の洗い出し、改善等を行い、地域クラブ活動及び運営方法について更なる検討を行う。

○「三条市中学生の地域クラブ活動推進委員会」において、令和８年度以降の受益者負担額や大会参加の在り方、平日の地域クラブ活動の実施方法等について合意形成を図る。

○各関係団体と定期的なミーティングを行い、事業方針等の情報共有相互連携の強化を図る。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

	2023年度(R5)	2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)
休日の 地域クラブ活動	柔道、軟式野球、陸上競技	剣道、バレーボール、ソフトテニス	卓球、サッカー、バスケットボール	
平日の 地域クラブ活動			実施方法等について、 各関係団体とのミーティングや 推進委員会等で検討	
三条市 教育委員会	基本方針・推進計画の策定 推進委員会の設置・開催 休日の地域クラブ活動開始	推進委員会（年４回）の開催 休日の地域クラブ活動の実施種目を段階的に増やす 平日の活動の在り方について協議		休日の部活動の 完全停止 （中体連大会後～）
大会参加の 在り方	部活動での参加を原則とする			体制が整った種目から 地域クラブで参加
基本方針 推進計画	基本方針・推進計画 策定	必要に応じて基本方針・推進計画の見直しを行う		